

高知県地震被害想定検討委員会設置要綱

(目 的)

第1条 高知県が実施する地震被害想定調査について、国の動向や最新の科学的知見を踏まえ、地域の実情を反映した被害想定の見直しを検討するため、高知県地震被害想定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 国の動向や最新の科学的知見の整理に関すること。
- (2) 地震・津波の想定条件の設定に関すること。
- (3) 人的被害・建物被害等の想定条件の設定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地震被害想定調査の実施のために必要な事項に関すること。

(構 成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 委員会には委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選出する。
- 5 副委員長は、委員長の指名により選任する。
- 6 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときはその職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会の会議に委員以外の者を出席させて意見を聴取することができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、高知県危機管理部南海トラフ地震対策課に置く。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年1月15日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、委員長選出までの間は、高知県危機管理部南海トラフ地震対策課長が会議を招集する。

高知県地震被害想定検討委員会 委員名簿

氏名	所 属・役 職	分 野
今村 文彦	東北大学災害科学国際研究所 教授	津波工学
木下 真里	高知県立大学看護学部看護学科 教授	災害看護
原 忠	高知大学防災推進センター 副センター長	地盤工学
福和 伸夫	あいち・なごや強靱化共創センター センター長 名古屋大学 名誉教授	地震工学
矢守 克也	京都大学防災研究所附属巨大災害研究センター 教授	災害社会学

(五十音順・敬称略)